

○議長（高木将君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

1 番木村郁郎君の発言を許します。

〔1 番 木村郁郎君登壇〕

○1 番（木村郁郎君） おはようございます。1 番木村郁郎でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、大きく2 項目について質問させていただきます。

初めに、新規就農者など新たな担い手による遊休農地解消のための1 手段として、農地取得の際の下限面積緩和に向けての取り組みについてお伺いいたします。

新規就農者への支援対策としては、受け入れ相談窓口を市役所農政課に配置しており、市外から農業をすることを目的として当市に転入してきた方は、10 名と伺っております。また、営農指導については、県農業改良普及センター、常陸太田地域就農支援アドバイザーの農業者の方々により行われております。資金面での支援についても、就農施設等資金、就農準備資金、就農研修資金の貸し付けを受けることができる体制が整備されております。

当市における遊休農地の現状については、2005 年農業センサスによると691 ヘクタールとなっており、解消施策、活用施策としては、現在、市、県、グリーンふるさと振興機構の連携による県北地域遊休農地解消プロジェクト、金砂郷地域放牧部会による遊休農地での牛の放牧、水府地区の農業法人において遊休農地を活用したソバの作付、常陸太田大門地区、河内地区では活性化推進会議を組織し、農業体験事業に取り組まれているところでございます。

そして、遊休農地防止における基本的な推進計画といたしましては、農業委員会が実施する農地流動化推進事業と連携をし、地域の担い手への農地の利用集積や、定年帰農者、新規就農者の利用促進を図ることとしており、現在、成果を上げられているところでございます。

このような現状を踏まえた上で、さらに新規就農者の確保及び遊休農地の解消を図るためには、農地流動化の根本となる農地取得の際の下限面積を緩和することではないかと私は考えております。この農地取得の際の下限面積とは、耕作目的で農地の権利――所有権や賃借権などを取得する場合、その権利を取得した後の農業経営面積が一定面積に達しなければ、農地法の規定により農業委員会や都道府県知事の許可を得られない面積のことですが、地域によっては、下限面積の高さが原因となり、農地の流動化を妨げ、新規就農及び遊休農地の解消の障害となっている場合があります。ちなみに、常陸太田市内の下限面積は、常陸太田地区、金砂郷地区、里美地区旧小里村で40 アール以上、水府地区、里美地区旧賀美村で30 アール以上と、異なった制限面積での運用となっております。

そこで、お伺いいたします。農地取得の際の下限面積を緩和することは、農地の流動化に大きく寄与し、新規就農者など新たな担い手による遊休農地解消のための1 方策となると考えますが、農地政策としての長所、短所をお示しいただいた上で、現時点でのお考えについてお聞かせください。

続いて、下限面積についての2 点目です。先ほど申し上げたように、現在、常陸太田市では、常陸太田地区、金砂郷地区、里美地区旧小里村で40 アール以上、水府地区、里美地区旧賀美村

では30アール以上と、異なった下限面積の運用がなされているわけですが、異なっている理由、また異なっていることによる不都合、つまり、同一市内であるのに、農地の売買、贈与、交換などの所有権移転、賃貸借権の設定において基準が異なっているための不便があり、統一してほしいという市民の方々からの要望の声はありませんでしょうか。

合併後3年を経過し、合併時に作成した行政内容現況調書にも、合併後の調整課題として記載されていることでもありますので、新市の一体感の醸成の観点からも、より緩和された面積での統一が望ましいと考え、質問させていただきました。

次に、救急搬送体制について伺います。

救急搬送に際しましては、病院が受け入れを拒否するというケースが多発しており、一昨年の奈良県では、妊婦が意識不明となり、19もの病院から受け入れを断られ、出産後に死亡するという痛ましい事件の後、同様の事件が頻発しており、テレビ、新聞での報道を通じて社会問題となっていることはご承知のとおりでございます。国において少子化対策を重点課題として取り組んでいる中、このようなことが起こっていることは、残念なことではありません。市民の皆様の安心安全のためには、医療体制の充実、そして迅速かつ安全な救急搬送体制の構築が大切であると痛感しております。

そのような中で、当市では、北消防署に里美出張所を設置し、また今議会では、自動体外式除細動器AEDの小中学校、公共施設32カ所への設置、高規格救急車の更新のための予算が計上されており、救急設備の充実が図られているところでございます。そこで、救急搬送の現状について3点伺います。

1点目は、平成19年の年間救急出動件数を、主な種別ごとにお聞かせください。

2点目として、119番通報から現場到着までに要した時間は平均どのくらいでしょうか。また、そのうち最も時間を要した事案の所要時間及び理由をお聞かせください。

3点目として、搬送開始から病院到着までに要した時間は平均どのくらいでしょうか。そのうち最も時間を要した事案の搬送時間及び内容も、あわせてお聞かせください。

次に、救急搬送事案において、受け入れ拒否が発生したことがあるのかどうか。もしあるのであれば、その件数と内容をお聞かせください。

次に、救急搬送体制の最後になりますが、搬送事案に対する時間短縮のために、市内を中心とした病院との連携をどのように図っているのか、医療機関への救急患者受け入れ体制の整備について、連携強化のための働きかけについて、伺います。

以上、大きく2項目について、私の1回目の質問といたします。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（高木将君） 答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

○産業部長（小林平君） 1点目の、遊休農地の解消に向けての取り組みについてのご質問における、下限面積の制限及び面積の相違理由についてお答えいたします。

下限面積につきましては、農地を守るという観点から、農地の売買や利用権設定をする場合の

重要な基準となっております。このため、農地法第3条第2項第5号の規定により50アール以上との制限がされており、これは、土地の農業上におけます効率的な利用及び耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることを目的にしております。しかしながら、茨城県知事の公示行為を受けることにより、地域の実情に合わせた下限面積を定めることもできるとされているところでもあります。

現在の常陸太田市の下限面積は、ただいま議員が申されましたように、常陸太田地区と金砂郷地区が40アール、水府地区が30アール、里美地区のうち小里地域が40アール、賀美地域が30アールとなっております。この下限面積は、常陸太田市合併前の平成15年7月に、茨城県からの設定通知に基づき、旧市町村がそれぞれの地域の実情に合わせた下限面積を検討し、県知事の公示により平成16年1月に決定されたものでございます。

今後の方策としましては、地域農業の振興と担い手の育成において、地域の実情に応じたより適切な下限面積を、農業委員会を含め、茨城県と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（高木将君） 消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

○消防長（篠原麻男君） 救急搬送体制についてのご質問にお答えいたします。

まず第1点目の、救急搬送の現状でございますが、平成19年中の管内での救急出動件数は1,881件であり、前年と比較すると58件の増加となっております。事故種別出動件数では、急病が1,085件で最も多く、全体の約58%を占めており、次に一般負傷230件、交通事故229件、その他としまして337件あり、現場到着までの平均所要時間につきましては、前年と同じ7分となっております。また、現場到着までの最長時間であります、里美出張所救急隊が出動中に別の救急要請がありまして、南消防署救急隊が里美地区の小妻町まで出動した際に、到着までに27分を要した事案がございます。

さらに、収容までの平均所要時間は42分であります。また、最長時間ですが、傷病者を市内の医療機関で応急処置を行った後に水戸地区の医療機関まで搬送したために、2時間43分を要した事案がございました。

次に、2点目の、救急搬送事案における受け入れ拒否の実態についてのご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、管内における出動件数は1,881件でありまして、うち死亡、あるいは搬送拒否等の不搬送件数133件を除きました1,748件については、医療機関に搬送しております。そのうちの249件は、転医搬送等の転医医療機関が先に決定されているものでございまして、それらを除いた1,499件が、救急隊から医療機関に対しての受け入れ照会を実施した件数となります。

この1,499件のうち約79%に当たる1,184件につきましては、医療機関の受け入れ拒否がなく収容しております。残りの21%、315件については、医療機関側の理由によりまして、受け入れが拒否された件数でございます。この315件のうちの約76%に当たる238件につ

きましては、照会回数3回までで受け入れが決定されております。ほかの77件につきましては、照会回数が4回から6回までが大半であります。ただ1件、12回目で受け入れ先が決定された事案がございます。これは、乳児の呼吸困難による要請で、日曜日の午前1時44分に要請がございまして、休日夜間帯ということでの事案でございました。このときの受け入れ拒否の大部分につきましては、処置困難ということでございました。また、315件の受け入れ拒否の理由でございますが、ベッド満床、専門外、あるいは医師不在、多忙、処置困難等でございます。

次に、3点目の質問の、搬送時間を短縮するための病院との連携についてでございますが、救急患者を市内の医療機関に迅速かつ円滑に搬送できるよう、地元医師会、市内の医療機関、そして関係機関と連携を保ちながら、一体となった初期救急体制を確立するための協力依頼、あるいは会議等を開催いたしまして、連携強化に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（高木将君） 1番木村郁郎君。

〔1番 木村郁郎君登壇〕

○1番（木村郁郎君） 各項目についてご答弁をいただき、ありがとうございました。

1項目目にお伺いいたしました農地取得の際の下限面積制限の考え方については、理解いたしました。その上で、もう1点、お伺いいたします。

下限面積の緩和及び市内の下限面積を統一するという設定基準を認定するのは、先ほどご答弁にありましたように県知事でありますので、茨城県と常陸太田市との面積についての調整過程、こちらは先ほど平成16年1月というお話がありましたが、私のほうで具体的に申し上げますと、平成16年12月の合併前に、県から、旧市町村で異なっている下限面積を合併を機に統一するかどうかについての打診があったと思うんですけども、その際、旧市町村・地区のままの面積を維持した経緯について、再度お答えいただければと思います。ちなみに、合併前の水戸市と内原町、勝田市と那珂湊市では、おのおの異なった面積でありましたが、水戸市、ひたちなか市とも、合併時に統一をされております。

2項目目にお伺いいたしました救急搬送体制について、件数、所要時間を示してのご説明、ありがとうございました。迅速な救急搬送と患者の受け入れ体制の整備のために、日ごろより医療機関との連携を密にいただき、市民の生命、身体を守るお手伝いをしていただきたいと、よろしくお願い申し上げます。

1回目は、救急医療の現状について質問させていただきました。2回目は、私たち市民が救急車を使用することについて、1点お伺いいたします。

本来の救急業務は、救急車以外に搬送の手段がなく、緊急に医療機関に搬送を必要とする傷病者に対応するものですが、年間約1,900件の搬送事例の中には、救急車の不適正な使用もあるとお聞きいたしますが、本市においてもそのように見受けられる事案があるのかどうかについて、あるのであれば、防止するための取り組みについて、再度お伺いいたします。

以上、各項目について1点ずつ再度の質問をさせていただきました。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（高木将君） 答弁を求めます。消防長。

〔消防長 篠原麻男君登壇〕

○消防長（篠原麻男君） 2回目の質問にお答えいたします。

救急車をタクシーがわりの、不適切な利用が見受けられるという事例と、その防止策ということでございますが、これまでの救急需要の増加の内訳を見ますと、結果的に必ずしも緊急性のあるものばかりでなく、タクシーがわりの利用や酩酊、あるいは精神疾患など、いずれも軽症であり、入院の必要性のない頻回利用者による救急車の要請など、救急事案に該当しない利用も少なくありませんでした。このため、軽傷者への救急利用の適正な利用としまして、市の広報紙、市民バス、市内の各事業所等にポスター掲示を依頼しまして、救急車の適正利用を推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

○産業部長（小林平君） 合併に絡む経緯というようなことでございますが、下限面積の統一というものは地域性によって大変難しく、平成16年1月に変更したばかりというようなことでございまして、ただいま言われました12月の時点においては、変更はしなかったというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（高木将君） 1番木村郁郎君。

〔1番 木村郁郎君登壇〕

○1番（木村郁郎君） 2回目の質問に対するご答弁、ありがとうございました。

救急車の適正な使用を市民の皆様に理解していただくためには、広報活動の中で、救急車の出動1件当たり幾ら経費がかかっているのかなど、私たちが意外に知らないことがたくさんございます。こういう数字をお知らせいただければ、私たち市民としても、安易な使用はもったいないと、救急車の適正利用の普及啓発になるのではないかと感じております。これからも市民の安心安全のために、救急活動、また市内の病院との連携強化に努めていただきたいと感じております。

合併前の下限面積についての調整、検討過程について、理解いたしました。

最後になりますが、県農林水産部農政企画課農地調整グループの担当者の方に教えていただいたところによりますと、下限面積の基準設定はあくまで市町村の主導で決めるべきであり、県としては、農地法施行規則第3条の4第2項の条件に適合すると判断できれば、10アール以上で定める任意の面積を別段面積として公示することは可能とのことですので、新規就農者、定年帰農者など新たな担い手による遊休農地の解消と農地政策における新市の一体感の醸成を目指した、農地下限面積のより緩和された面積での統一を期待いたしまして、私の今回の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。